

平成19年度第1回福祉のまちづくり推進審議会

開催日時 平成19年4月19日（木）午前10時から午前11時45分まで
開催場所 府中市役所 北庁舎 3階 第1会議室
出席者 <委員15名>
井口直樹、上野広美、加藤良三、小嶋澄子、小松貞春、島中 弘、下條輝雄、
鷹野吉章、津田朱實、堤 薫、長島トヨ、林 静枝、村越ひろみ、山村一生、
和田光一
<事務局>
市長（野口）、福祉保健部長（矢ヶ崎）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（鎌
田）、地域福祉推進課長（鳥羽）、社会福祉係長（倉光）、福祉計画担当主査（山
崎）、主任（肥後）、堀、都市整備部計画課主査（高橋）

傍聴者 なし
会議次第 1 開会
2 委嘱状交付
3 あいさつ
4 委員紹介
5 事務局紹介
6 議題
（1） 正副会長選任
7 報告
（1） 福祉のまちづくり条例について
（2） 平成18年度福祉のまちづくりに関する実績について
（3） 福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて
（4） 府中市福祉計画・地域福祉計画について
（5） 府中市都市計画に関する基本的な方針について
（6） その他

議事要旨

3 あいさつ

市長

皆さん、おはようございます。市長の野口でございます。

このたび、府中市福祉のまちづくり推進審議会委員への就任をお願いいたしましたところ、快くご承諾をいただきますとともに、本日はお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から市政の様々な分野におきまして、ご理解、ご協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして、深く感謝申しあげる次第でございます。

ご案内のとおり、わが国では急速な高齢化が進み、平成27年には4人

に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えることが予測されております。このような中、本市では、平成8年に「府中市福祉のまちづくり条例」を制定し、現在、公益施設や店舗、医療施設などに対しまして福祉的環境設備の指導助言を行っており、本年12月に完成いたします市民会館、中央図書館の複合施設であるルミエール府中につきましても、福祉的環境整備の対象となり、継続的に協議をしているところでございます。

また平成18年度に、当審議会におきまして、福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン策定に係わる内容についてご審議いただき、本年3月に審議会から報告をいただきました。この報告をもとに府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインの策定をする予定でございます。

市では、今後とも、市民の皆様が「安心していきいきと暮らせるまちづくり」に努めてまいり所存でございますので、委員の皆様には、向こう2年間「福祉のまちづくり推進審議会委員」としてご尽力を賜りますよう重ねてお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いたします。

6 議題（1） 正副会長選任

会長の選任については、和田委員を推薦する声があり、出席委員全員の信任を得て、和田委員が選任された。

副会長の選任については、会長が指名すべきという声があり、和田会長は鷹野委員を副会長に指名した。

7 報告（1） 福祉のまちづくり条例について

事務局

東京都においては、平成7年4月1日から「東京都福祉のまちづくり条例」を施行し、都内の各自治体においても福祉のまちづくり条例制定の機運が高まってきているのを受け、府中市では平成8年4月には、「府中市福祉のまちづくり検討協議会」が発足しました。

そして、まちづくりのあり方についての答申を受け、「府中市福祉のまちづくり条例」が、平成8年6月28日に、すべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境の実現とともに、府中市民の主体的かつ積極的な参加による物心両面にわたる障壁のない社会を築くことを目標に、高齢者や障害者などにとってやさしいまちが、あまねくすべての市民にとってやさしいまちであるという認識に立って制定され、平成8年9月1日には当条例を施行いたしました。

条文、第1条では、福祉のまちづくりを推進する目的を定め、第2条においては、この条例における用語の意義が定義されております。

福祉のまちづくりとは、社会連帯の理念に基づき、すべての府中市民が住み慣れた地域で安心して生活できるまちをつくるために、福祉的環境の

整備を行うこと。福祉的環境整備とは、都市施設などの安全かつ便利な利用を実現するため、その構造・設備などについて、別に定める整備基準に適合させるための適切な措置をとること。そして、都市施設などとは、官公庁の事務所・病院・物品販売所・飲食店・銀行・学校などなどのその他さまざまな不特定多数かつ多数の人々が利用することのできる施設を指しており、都市施設などのうち、特に福祉的環境の整備を推進する必要があるものと位置付けられる、特定施設につきましては、資料1の最終ページをご参照願います。とりわけ医療機関・公共施設・福祉施設・学校施設などはすべてが特定施設に該当し、集合住宅については、11戸以上が該当となっております。

続きまして、条文第8条に飛びますが、この条文では「福祉のまちづくり推進審議会」について定められておりますが、府中市の福祉のまちづくりに関する施策を計画的に推進するうえで必要な事項を調査及び審議するため、この審議会が置かれている旨が定められております。

第10条では、事業者は、都市施設などを別に定める整備基準に適合させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定義し、第12条では、特定施設の新設または改修にあっても、市長への届け出を定め、第13条で、建築主に対し、整備基準に基づき審査し必要な措置を講ずるよう、指導及び助言ができることとなっております。

以下、特定施設また既存特定施設にあっても、該当届出者の同意を得て、整備基準への適合状況について調査を行うことができることを定めた第14条及び第15条、そして第16条では、整備基準に照らして著しく不十分であると認められたときの「勧告」を定め、「勧告」に従わない場合の「公表」を第17条で定義しております。

そして、第24条にあっては、市長は、福祉的環境の整備を積極的に推進するため、府中市自らが設置する都市施設などについて、整備基準に適合するよう努めるものと定めております。

以上で、「府中市福祉のまちづくり条例」の概要についての説明を終了いたしますが、条文の詳細につきましては、お手元の資料1をご参照いただきますようお願い申し上げます。

報告(2) 平成18年度福祉のまちづくりに関する実績について
事務局

ご説明いたします。1の事前協議件数で総件数は195件、内建築確認申請における事前協議件数80件で、この件数は、建築物の規模が小さく、後ほどご説明します中高層建築物に該当しない建築物で、集合住宅においては、10戸以下のもの、マンションなどのモデルルームなどとなります。また、そのうち、特定施設届出の件数は22件となり、入院設備のない医療機関や保育所などがございます。種類別申請件数は、医療機関7件、公益施設1件、福祉施設5件、集合住宅20件等でございます。このうち、

公益施設は府中消防署の仮設建物、これらの事前協議では、特に敷地と道路の部分であるアプローチの段差解消の協議をいたしました。

中高層指導要綱に基づく事前協議件数は85件で、この件数は、高さが10m以上のもの、また集合住宅については戸数が11戸以上のもので、病院や学校等となります。このうち特定施設は75件となります。種類別件数は、医療施設2件、学校施設1件、集合住宅70件等でございます。このうち、医療施設につきましては、都立府中病院の事前協議がおこなわれました。学校施設につきましては、明星学苑の体育館及び講堂の事前協議で、集合住宅70件の中には、大規模なマンションが増えてきております。主な指導助言内容は、先ほど同様にアプローチの段差解消、駐車場を設置する場合に障害者用駐車場の整備、エレベーターの福祉対応については、車いす専用操作盤・手すり・鏡・点字音声案内等の協議をしております。

裏面をご覧ください。開発行為指導要綱に基づく事前協議件数は30件でございます。この協議は土地を区画するために必要な道路を整備する際の協議です。種類別には専用住宅26件、集合住宅4件でございます。主な指導・助言内容は既存道路と開発区域内道路との段差解消でございます。

2の工事完了結果における検査件数は86件で、そのうち建築確認におけるもの20件、中高層におけるもの66件です。種類別申請件数のうち確認件数のうち学校施設の4件につきましては、児童数の増加にともない六小、十小、若松小、本宿小のプレハブ校舎の確認でございます。中高層に係わる確認につきましては、検査件数66件、うち特定施設該当件数は60件です。種類別件数につきましては、学校施設2件、集合住宅50件等でございます。学校施設につきましては、都立農業高校の増築の確認がございました。

以上をもちまして報告とさせていただきます。

報告(3) 福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて

事務局 ユニバーサルデザインガイドラインについてご説明いたします。まず、ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめから、できるだけ多くの人に人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方にたって、快適な環境をデザインすることです。アメリカのロン・メイス（建築家・デザイナー）らが提唱したことが、始まりといわれています。

いままでのバリアフリーとの違いについて、簡単に説明いたしますと、バリアフリーとは障壁（バリア）の存在を前提としていて、段差ができるので、階段の設置、その後、その付近にスロープを設置するという考え方でした。ユニバーサルデザインでは、はじめからあらゆる方法で障壁（バリア）を生み出さないように考慮していきます。先ほどの段差の問題では

もともと階差の整備を検討し、階段ではなくスロープにての対応を考える、
というような考え方でございます。

ここで、ユニバーサルデザインガイドラインの7つの原則についてご説明いたします。

- 1 だれにも公平に利用できること（公平の原則）
- 2 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）
- 3 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）
- 4 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）
- 5 必要な情報がすぐ理解できること（認知性の原則）
- 6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）
- 7 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

また、ユニバーサルデザインは過程を重視します。

- ・ 計画の策定から実行まで各段階に利用者の声が反映されていること
- ・ 繰り返しによりデザインが進化していくこと
- ・ 結果だけでなく、改善の積み重ねを重視すること
- ・ 改善を継続していくために、多様な人の参画がある「仕組みづくり」が重要であること

など、その結果だけでなく、改善の積み重ねを大切にすることです。

このような考え方をもとに、府中市では従来の福祉のまちづくり条例整備基準の数値の基準を明示していることに対応し、ユニバーサルデザインガイドラインを作成することになりました。作成するにあたり、6つの整備箇所と5つの視点から検討いたしました。6つの整備箇所とは、

- 1 敷地内通路（アプローチ）・駐車場
- 2 出入口
- 3 廊下・階段・エレベーター
- 4 トイレ（だれでもトイレ・一般トイレ）
- 5 子育て支援環境
- 6 公園

となっております。

それぞれの項目についての5つの視点について

- 1 公平（だれもが同じように）
- 2 簡単（容易に）
- 3 安全（危険なく）
- 4 機能（使い勝手よく）
- 5 快適（気持ちよく）

となっております。

この考え方に基づき、平成18年度に4回にわたり、福祉のまちづくり

推進審議会にてご審議いただき、平成19年3月に市長への報告書を提出いただきました。

資料3、府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインの1ページ及び2ページをご覧ください。左側1ページに掲載されている内容が、福祉のまちづくり整備基準であり、右側2ページに掲載されている内容が、ユニバーサルデザインガイドラインの報告に基づく内容となっております。

現在は、福祉のまちづくり条例整備基準に基づき、届出の審査を行っておりますが、ユニバーサルデザインガイドラインを策定した場合には併設にて対応していきます。

たとえば、2ページの「2 通路には段差を設けない。構造上段差が生じる場合は、段のある近くにスロープ等を併設する。」ということで、そのスロープのこう配については1ページの整備基準の「アプローチ、(2) 段差、ウ、こう配 (屋内 1/12・屋外 1/20 以下)」を適用するように対応する予定でございます。

会 長 報告が終わりましたが、何かご質問などございましたらお願いいたします。

委 員 市役所の東側大國魂神社側から入って障害者福祉課へよく行くのですが、途中でスロープがあって、少しきついような感じがするんですね。特に車いすの場合、自分では登っていけないでしょうし、下りも危ないんじゃないかと。あれ以上スロープは伸ばせないと思うんですけど、あの勾配はどれくらいでしょうか。分かりましたら次回までに。

事務局 次回にご報告いたします。

報告(4) 府中市福祉計画・地域福祉計画について

事務局 ご説明させていただきます。府中市は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として平成15年に府中市の福祉の総合的な計画である「府中市福祉計画」を策定いたしました。この計画の期間が今年度で終了となるわけですが、終了を前にして計画の改訂を平成19年度及び平成20年度の2か年にわたり行います。

この計画は、現在見直しが行われている府中市総合計画との整合性を確保した上で府中市の福祉理念を確立し、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子育て支援分野、地域福祉分野の4分野を包括した計画として見直しを行います。

この計画の改定にあたりまして、福祉全体の計画を一体として改定するための全体協議会を設置いたします。協議会のイメージについては次のページをごらんください。まず1番上の府中市総合計画がございまして、その下に府中市福祉計画というかたちで総合計画との整合性を確保したうえでの計画を策定いたします。

計画の改訂にあたりまして、府中市福祉計画検討協議会を設置いたします。それぞれ高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子育て支援分野、地域福祉分野についての検討ということで、それぞれ高齢者保健福祉計画・介護保険事業実施計画推進協議会、障害者計画推進協議会、次世代育成支援行動計画推進協議会、福祉のまちづくり推進審議会で行いたいと考えております。

全体協議会と各分野の協議会等との関係は、全体協議会が府中市の福祉理念の改定および各分野の計画改定の調整・進行管理を行うものとしします。そのため、各協議会等の会長・副会長は全体協議会の委員となり、各分野の進行管理を行います。また、各分野の協議会等は、統一した府中市の福祉理念の実現のために各々の分野計画を改定していく予定でございます。

地域福祉計画についてですけれども、福祉のまちづくり推進審議会では、今までバリアフリー化、まちのユニバーサルデザイン等ハード面を中心に福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画や福祉的環境の整備に関する事項について検討してきましたが、人と人とのつながりなどソフト面での検討も必要であります。これを両方併せまして地域福祉計画として福祉のまちづくり審議会のなかで検討していきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

報告（５） 府中市都市計画に関する基本的な方針について

事務局

—— 資料５とパワーポイントを使用し、府中市都市計画マスタープランの地域別まちづくり方針を策定すること、その概要、策定の手法及び福祉のまちづくりとの関係について説明した ——

会長

説明が終わりましたが、何かご質問などございましたらお願いいたします。

６ページの地域区分のところ、区分が重複しているところはどのように扱いになるのでしょうか。もう１点、市民検討会の進め方について、地域福祉推進課との連携はどのようになっていくのでしょうか。

事務局

地域区分については、市はアンケート等で市民の意見を取り入れて、８地域を考えておりまして、ラインを決めてしまいますとそれに固執してしまいますので、今後それぞれの地域の懇談会などを経て、市民のみなさんとともに区域を明確にしていきたいと考えております。

２点目については、都市計画基本方針策定検討協議会は各部から課長職１名を選出し構成され、地域福祉推進課長も委員となっております。それから、下部組織の作業部会の方にも肥後主任も委員となっておりますので、連携は十分に図っていけるものと考えています。

副会長

策定の進め方ですが、市民検討会の方々のワークショップ中心となるのでしょうか。シンポジウムを開催したり、アンケートなどの調査はされる

のでしょうか。

事務局

基本的には173名の方が8地域に分かれて約8回のワークショップ経ながら進めていきたいと考えておりますが、その場に出たくても出られないという市民の方もいらっしゃいますので、より広く意見を聞くためにフォーリスの1階の広場でまちづくりイベントをしたりですとか、文化センターをまわって懇談会を開催することを考えていますが、その辺は市民のみなさんと考えてベストな手法でやっていきたいと思っています。

委員

パワーポイントの図が小さく、自分がどこの地域にあたるのかがわからないので拡大したものをいただきたい。第1地域と第2地域の重なったところだと思うが。

事務局

図については事務局をとおしてお渡しします。

重なった地域については、8地域でワークショップを行います。そのメンバーの中からリーダー、サブリーダーを選んでいただいて、そのリーダー、サブリーダーで全体会議を別に開きまして、そういう重なった地域のことなど横断的な事項を決めていきます。ですので、区域は確定というわけではありませんので、みなさんのご意見を受けて柔軟に対応していきたいと考えています。

委員

2つに参加できるのでしょうか、それともどちらか1つを選ばなくてはいけないのでしょうか。

事務局

事務局としてはどちらか1つを選んで参加していただきたいと考えていますが、両方とも参加したいという方がいらっしゃればぜひとも両方参加していただきたいと思います。

委員

市民検討会の正式名称はなんというのでしょうか。というのは、社会福祉協議会の関係で、紅葉丘文化センターと白糸台文化センターをまとめて福祉活動をしていますので、それに対してこれはどういう形でやっておられるのか。

事務局

正式名称は府中市地域別まちづくり方針市民検討会です。

委員

府中市まちづくり推進委員会があって、これがあって、地域懇談会のなかに協力員というのが100名位いて、複雑ですね。

委員

平成6年に地域福祉活動計画を作って、その活動計画を進める委員会としてまちづくり推進委員会を設置しまして、特にソフト面を中心に市民の方のご参加をいただくため、地域で小地域懇談会を開催し実績を積み重ねてきました。当初6エリアから文化センターエリア、そして小学校の22のエリアで開催し、1回の参加者が多いところでは80名を超えるなど大変多くの方々のご参加をいただき、地域の横断的な話を進めているのですが、そのなかでまちづくりというのがあちこちで出てきまして、どこのどういうまちづくりなのか市民はわからなくなっています。市で進めているのはこういうもの、社会福祉協議会で行っているのはこういうものといったように市との関係や連携などの全体像について、お互いに示していかな

いと市民の方が混乱してしまいますね。

会 長

都市計画では8区分にしたり、バリアフリーマップでは6区分にしたり、文化センター単位でもやったりする可能性もありますし、今のよう社会福祉協議会があったりということで錯そうしておりますので、分かる範囲でけっこうですから、次回までにそれを分かりやすい図にしていただいで確認をさせていただきたいと思いますが。

副会長

地域福祉、福祉のまちづくりというと、行政計画だけなわけです。やはり社協の活動計画など民間の取り組みもあるということで、できるだけ民間の立場からの計画なりを全体像のなかに含めて進めたいというのが大事だと思います。

地域福祉において地域の範囲というのが今議論されましたが、地域をどうとらえるかというのが地域福祉計画において1番ベースになる大事な部分なのだろうと思います。1番小さい身近な自治会レベルでの取り組みがあるでしょうし、ある程度広い小中学校区での取り組みもあるでしょうし、保健福祉サービス地区レベルのかなり広域なものの取り組みもあるでしょう。その取り組みというのはそれぞれに地域単位、範囲が違うのですね。民生委員さんの担当地区なんかはおそらく一番細かいのではないかと。それぞれ活動の対象範囲というのがあって、そういう意味でいうと、どういう行政サービスがどういう地域範囲を対象としているかというのが整理されるとどういった地域ごとに区分していこうかというのが考えていけると思います。

会 長

ほかにありますでしょうか。今日は報告事項ということでしたが、次回から討議する内容等を含めて事前に配布されると思いますので、委員の皆さんよろしくお願いいたします。今日初めてこられた方もいらっしゃいますので、各委員1分程度で感想を述べていただきたいと思います。

—— 各委員感想を述べる ——

会 長

皆様のご意見をお伺いしました。これから2年間まちづくりに対していろいろと意気込みをしていきたいと思っておりますので、きたんのない意見を言って府中市のまちづくりが東京一、あるいは日本一と言われるくらいまでできればと思っておりますので、副会長ともどもよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。